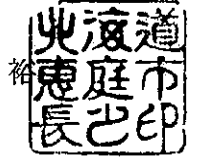


恵庭市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第10号

恵庭市都市公園条例の一部を改正する条例

恵庭市都市公園条例（昭和40年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案																						
第1条～第2条の3（略） (行為の制限) 第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)・(2)（略） (3) 興業を行うこと。 (4)（略） 2～5（略） 第4条～第30条（略） 別表1（略） 別表2(第5条関係)	第1条～第2条の3（略） (行為の制限) 第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)・(2)（略） (3) 興行を行うこと。 (4)（略） 2～5（略） 第4条～第30条（略） 別表1（略） 別表2(第5条関係)																						
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">行為</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行</td><td>屋台、露 店</td><td>1平方メー トル 1月 につき</td><td>410円</td></tr><tr><td>祭典、歳 の市等 臨時の</td><td>1平方メー トル 1日 につき</td><td>190円</td></tr></tbody></table>	行為		単位	使用料	物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行	屋台、露 店	1平方メー トル 1月 につき	410円	祭典、歳 の市等 臨時の	1平方メー トル 1日 につき	190円	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">行為</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行</td><td>屋台、露 店</td><td>1平方メー トル 1月 につき</td><td>430円</td></tr><tr><td>祭典、歳 の市等 臨時の</td><td>1平方メー トル 1日 につき</td><td>200円</td></tr></tbody></table>	行為		単位	使用料	物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行	屋台、露 店	1平方メー トル 1月 につき	430円	祭典、歳 の市等 臨時の	1平方メー トル 1日 につき	200円
行為		単位	使用料																				
物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行	屋台、露 店	1平方メー トル 1月 につき	410円																				
	祭典、歳 の市等 臨時の	1平方メー トル 1日 につき	190円																				
行為		単位	使用料																				
物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行	屋台、露 店	1平方メー トル 1月 につき	430円																				
	祭典、歳 の市等 臨時の	1平方メー トル 1日 につき	200円																				

現行				改正案			
為	もの			為	もの		
業としての写真の撮影	常時	1台 1月につき	1,600円	業としての写真の撮影	常時	1台 1月につき	1,600円
	臨時	1台 1日につき	190円		臨時	1台 1日につき	300円
業としての映画の撮影		1平方メートル 1日につき	1,500円	業としての映画の撮影		1平方メートル 1日につき	1,600円
興業		1平方メートル 1日につき	90円	興行		1平方メートル 1日につき	100円
競技会、展示会、その他これらに類する催しもので公園の全部又は一部を独占使用するもの		1平方メートル 1日につき	40円	競技会、展示会、その他これらに類する催しもので公園の全部又は一部を独占使用するもの		1平方メートル 1日につき	50円

別表3 (略)

別表3 (略)

別表4(第14条関係)

別表4(第14条関係)

占用区分			単位	占用料
法第7条第1号に掲げる施設	電柱	第1種電柱	1本につき1年	420円
		第2種電柱		650円
		第3種電柱		880円
	電話柱	第1種電話柱		380円
		第2種電話柱		610円
		第3種電話柱		830円
	その他柱類			38円
共架電線その		長さ1	4円	

占用区分			単位	占用料
法第7条第1項第1号に掲げる施設	電柱	第1種電柱	1本につき1年	480円
		第2種電柱		730円
		第3種電柱		990円
	電話柱	第1種電話柱		430円
		第2種電話柱		680円
		第3種電話柱		940円
	その他柱類			43円
共架電線その		長さ1	4円	

現行				改正案			
	他上空に設ける線類	メー トル		他上空に設ける線類	メー トル		
	地下に設ける電線その他の線類	につ き1年	<u>2円</u>	地下に設ける電線その他の線類	につ き1年	<u>3円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの	1個に つき1 年	<u>760円</u>	変圧塔その他これに類するもの	1個に つき1 年	<u>850円</u>	
	鉄塔その他これに類するもの	占 用 面積 1 平 方 メー トル につ き1年	<u>760円</u>	鉄塔その他これに類するもの	占 用 面積 1 平 方 メー トル につ き1年	<u>850円</u>	
法第7条 第 2号に掲 げる 施 設	水道 管、 下水 道管 、ガ ス管 その 他こ れら に類 する もの	外径が 0.07 メー トル未 満の もの	<u>16円</u>	法第7条 第1項第 2号に掲 げる 施 設	水道 管、 下水 道管 、ガ ス管 その 他こ れら に類 する もの	外径が 0.07 メー トル未 満の もの	<u>18円</u>
		外径が 0.07 メー トル以 上 0.1メ ートル 未満の もの	<u>23円</u>			外径が 0.07 メー トル以 上 0.1メ ートル 未満の もの	<u>26円</u>
		外径が 0.1メ ートル 以 上 0.15 メー トル未 満の もの	<u>34円</u>			外径が 0.1メ ートル 以 上 0.15 メー トル未 満の もの	<u>38円</u>
		外径が	<u>45円</u>			外径が	<u>51円</u>

現行			改正案		
	0.15 メートル以上			0.15 メートル以上	
	0.2 メートル未満のもの			0.2 メートル未満のもの	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	<u>68 円</u>		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	<u>77 円</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	<u>91 円</u>		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	<u>100 円</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	<u>160 円</u>		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	<u>180 円</u>
	外径が 0.7 メートル以上 1メートル未満	<u>230 円</u>		外径が 0.7 メートル以上 1メートル未満	<u>260 円</u>

現行				改正案					
		のもの 外径が 1メー トル以 上のも の				のもの 外径が 1メー トル以 上のも の			
							450円		
							510円		
法第7条 第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	760円	法第7条 第1項第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	850円		
法第7条 第4号に掲げる施設	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	320円	法第7条 第1項第4号に掲げる施設	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	360円		
	公衆電話所		760円		公衆電話所		850円		
法第7条 第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1月	96円	法第7条 第1項第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1月	87円		
都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第12条第1項に掲げる施設	自転車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年	960円	都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第12条第1項に掲げる施設	自転車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年	870円		
	看板	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル	96円		看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	87円

現行					改正案				
設			につ		設			につ	
			き1日					き1日	
		その他 のもの	占 用 面積1 平方 メー トル につ き1月	960円			その他 のもの	表 示 面積1 平方 メー トル につ き1月	870円
		広告塔	表 示 面積1 平方 メー トル につ き1年	960円			広告塔	表 示 面積1 平方 メー トル につ き1年	870円
政令第 12条第2 項第1号	標識		1本に つき1 年	610円	政令第 12条第2 項第1号	標識		1本に つき1 年	680円
及び第1 の3号に 掲げる 施設	環境への負 荷の低減に資す る発電施設で 国土交通省令 で定めるもの		占 用 面積1 平方 メー トル につ き1年	760円	及び第1 の3号に 掲げる 施設	環境への負 荷の低減に資す る発電施設で 国土交通省令 で定めるもの		占 用 面積1 平方 メー トル につ き1年	850円
政令第 12条第2 項第2号 に掲げ る施設	防火用貯水槽 で地下に設け られるもの		占 用 面積1 平方 メー トル につ き1年	760円	政令第 12条第2 項第2号 に掲げ る施設	防火用貯水槽 で地下に設け られるもの		占 用 面積1 平方 メー トル につ き1年	850円
政令第 12条第2 項第3号 及び第4	橋並びに道 路、鉄道及び 軌道で高架の もの又は索道		占 用 面積1 平方 メー	760円	政令第 12条第2 項第3号 及び第4	橋並びに道 路、鉄道及び 軌道で高架の もの又は索道		占 用 面積1 平方 メー	850円

現行				改正案			
号に掲げる施設	及び鋼索鉄道	トル		号に掲げる施設	及び鋼索鉄道	トル	
		につき1年				につき1年	
政令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設	工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	占用面積1平方メートル	96円	政令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設	工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	占用面積1平方メートル	87円
その他物件、工作物又は施設		市長がその都度定める		その他物件、工作物又は施設		市長がその都度定める	
別表5 (略)				別表5 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料又は占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の使用の期間に係る使用料又は占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。